

議案第八十四号福生市国民健康保険特別会計決算認定について、本議案に対する当委員会の審議内容について補足説明を申し上げます。

本案に對しましては市民課長より大略次のような説明を受け審議いたしましたものであります。その説明の内容は、当年度の本特別会計の歳入決算額一億九千五百七十二万六千八百三十九円で、これに對して歳出決算額は一億七千八百九十万三千九百五十二円で、差し引き一千六百八十二万二千八百八十七円の残金。昭和四十七年度への繰り越しとなつたが、前年度繰越金一十四万五千四百一円。對して本年度繰越金一十六万八千二百二十八円八十七円、また三百万円の一一般会計からの繰入金があるためこれを差し引き三百三十六万七千四百八十六円の黒字となる。

まず歳入面について、本事業収入の主体は保険料、国庫負担金及び補助金により運営している。

保険料は調定額、現年度、滞納繰越金分を合わせ七千二百八十八万三千八百五十九円のうち、収入諸額現年度分六千八百六十

八万九千八十円、収納率九七・一四%。滞納分では八万五千六百六十円で三七・〇七%。平均で九五・三五%で前年度をやや上回った。

それから限度額を五万円から八万円に引き上げたことにもより一千三百八十一万七千八百六十円の増となり歳入全体の三五・五%に当たる。

国庫支出金は一億二千四百八十八万四千六百六十七円、前年度に比較し一千四百七十九万三千三百七十七円の増によりその比率は五二・三%を占めている。この国庫支出金のうち国庫負担金は事務費、療養

給付費に對する負担金がほとんどを占めている。また国庫補助金については助産費、調整交付金等であり、

また都支出金一千六十六万六千六百十円は事務費、給付費、助産費等の補助金であるが、特に調整補助金は四十六年度より新たに二十三区との保険料格差是正のためのものであるが、その違いはまず賦課方式で当市の場合四方式で二十三区では二方式を採用し、

またその所得の採用年度は当市では前年度分、二十三区では前々年度分を、保険料の最高限度額が市町村では八万円、二十三区では五万円である。保険料の額では二十三区平均で一セ

市町村は一萬一千八百八十八円。医療費に
対する保険料の割合は、二十三年は一萬九千三百二十六円に対して三
千五百三十七円で一八・三%、福生市では一萬七千三百三十八円の医療費
に対して四千九百三十八円で二八・五%と格差があるのでこの補助金制
度が必要である。

その他一般会計からの繰入金三百万円、前年度繰越金一千四
十五万五千四百一円、諸収入三十万二千十二円の合計一億九千五百七十二
万六千八百三十九円の総収入となっている。

これに対し支出として、総務管理費のうち一般管理費一千五十
一万八千九百五十九円は人件費が最も多くであり、徴収費は二百
六十万七千八百七十八円のほとんどが婦人会に対する報償金であります。
保険給付費一億六千四百四十二万四千九十九円のうちの療養給付費が
最も多く、一億五千八百九十万六千四百四十四円は年間一人の受診日数三
五日の一日当たりの医療費一千百十九万円であり、これに対し
て各医療機関に支払う療養費も月平均四千八百余件、一千三
百二十三万四千余円となっている。助産費については一件一万円で二百

九十八件の二百九十八万円。葬祭費では七十件分で三十四万八千円。
育児手当については二百九十件で五十八万八千円などがおもなもので、歳
出総額一億七千八百九十万三千九百五十二円である。この説明があ
り、各委員より診療報酬請求書等の内容審査は適正で
あるのか、また審査委員は当番制で行なっているのか、受診日
数が少ないのに医療費が高いのはどこに原因があるのか、などの質疑
に対して、市民課長より、連合会に国保診療報酬審査委
員会があり、それぞれの各地区から選出された先生と厚生省の技官
が果まり審査する。その先生は各地区の医師会から国保担当委員
に選取された先生で毎月一度集まり審査している。審査は自分
の出身地の地区を見るのではなく他の地区を毎月かえて審査し、問題
がある場合は厚生省の技官と医師会の代表と意見をかわりし結論を
出している。医療費の高い理由の一つとして薬代が年々上がってきて
おり、四十二年度で厚生省の推計では医療費のうち四二%、四
十六年度では四十六%と四%も薬の占める割合が上がってきているの
も原因であると思う。また特に保険料の徴収については早い時期

に徴収して徴収率の向上につとめてほしい。などの質疑があり、採決の結果当委員会は全会一致本議案認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議のうえ当委員会の決定どおりご認定くださるようお願い申し上げます。 補足説明といたします。

議長

(末次恒男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次恒男君) 以上で質疑を終わります。

十七番

(関米吉君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十四号については討論を省略し委員会審査報告どおり認定されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長

(末次恒男君) おはかりいたします。 ただいま関米吉君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し委員会審査報告どおり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決する。

認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決する。

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次恒男君) ご異議なしと認めます。 よって議案第八十四号

昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計決算認定については委員会審査報告のとおり認定されました。

議長

(末次恒男君) 日程第七議案第八十五号昭和四十六年度福生市公益質屋会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(厚生委員長 岩田博君 登壇)

。厚生委員長(岩田博君)

(議案審査報告書 朗読) 別添参照

本議案の審議内容について補足説明を申し上げます。

まず議案の内容につきまして福祉事務所長から説明を受けました。庶民金融である公益質屋については都下各市において非常に経営はたいへんであり、四十五年に十六店舗あった公益質屋も四十六年には

青梅、立川、田無市で廃止し、現在十一市十二店舗であり、そのすべてが赤字経営であります。

当市では運転資金六百万円により三六六%の回転率により決算のうえでは一応黒字であった。

歳入決算額二百四十三万九千八百八十七円、歳出決算額二百十六万八千四百七十一円、差し引き二十七万一千四百十六円である。歳入のおも

なものは貸付金収入百九十七万五千三十五円、その他諸収入である。

また歳出においては職員の人件費、電気代、修繕料、連絡用の郵券代等で歳出総額二百十六万八千四百七十一円であります。

なお昭和四十六年度中流賃物処分と二回行ない百五十六口、二百九十五口、売却代金六十九万一千円、売却利子六万五千三十六円を得ている。なお元金は六十二万三千九百円である。

以上の説明に対して各委員より、総体的に公益賃屋運営が赤字の傾向にあるので検討の時期ではないか、利用状況はどうか、賃くさで犯罪的なものはないか、などの質疑があり、これに対して福祉事務所長より、最近の賃物は指輪、時計、カウ等の装身

具が多く以前のように衣類は減り、半々ぐうい入っている。また

利用状況として福生市民が七〇%、市外の人が三〇%ほどである。

賃くさで犯罪的なものはないとはいえないが四十六年度中に二件あった。

公益賃屋運営については特定事件として扱いたい、などの質疑があ

り、採決の結果全員が本議案は認定すべきものと決定した。

何とぞご審議のうえ当委員会の決定どおり認定くださるよう

お願い申し上げます。

議長（末次雄男君） 以上で委員長が審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次雄男君） 以上で質疑を終わります。

○十七番（関米吉君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十五号については討論を省略し委員会審査報告どおり認定されんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（末次雄男君） おはかりいたします。ただいま関米吉君から所定

の賛成を得て本案は討論を省略し委員会審査報告とあり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 ようて議案第八十五号昭和四十六年度福生市公益質屋会計決算認定については委員会審査報告とあり認定されました。

議長（末次性男君） 日程第八議案第八十六号昭和四十六年度福生市

福生都市計画福生土地區画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告をお願いします。

（建設委員長 高波忠君 登壇）

建設委員長（高波忠君） ご指名がありましたので審査報告をいたします。

（議案審査報告書 朗読）

引き続き当委員会における審議の内容を申し上げます。

本認定について歳入及び歳出等につきまして担当課長より詳細な説明があり、質疑にまいりました。各委員より加美平事業は

工期が四十八年度となっているが予定どおりか、また家屋の移転状況はどうか、これらの質問につきまして、四十八年度の工期はいまの

時点では完成がむずかしい。また家屋移転状況は今日まで順調であった。残り数軒だけである。等の回答がありました。

本案に対し採決いたしましたところ、全員一致で原案とあり認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議のうえご可決くださいますようお願いいたしますし、報告いたします。

議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

討論の通告がありますのでこれより討論を行ないます。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い最初に反対者
から発言を願います。 十番松山清君

(十番 松山清君 登壇)

。十番 (松山清君) 私は議案第八十六号昭和四十六年度福生市福生都
市計画福生土地区画整理事業会計決算認定について反対討論を
いたします。

私はこの決算認定については特に加美平地区事業において問題がある
と考えております。 この地区の事業にあつては、当初より市当
局の一方的な計画により施行されて、おりのたの関係住民の反対す
るところとなつております。 住民の声を無視した半ば強制的な施
行のために訴訟も起こされてあり現在に至つてきております。 四十
六年度の事業費六千三百八十二万四千円で不用額千九百十八万三千九
百三十六円、約三〇％は当然の結果であり市当局は深く反省
をすべきであります。 この区画整理事業が遅れている原因は市当
局にあることは明白であり、理事者がいままで関係住民にとつてき
た住民無視の態度を改めることこそ一番大切であると考えます。

市当局はいままでの非をわび、そして関係住民とよく話し合いをして
一致点を見出すことはできることとあります。 私はいままで行なわ

れてきたこのような一方的な計画による加美平地区事業を含んだ
福生土地区画整理事業会計の決算を認定することはできません。

。議長 (末次雄男君) 次に賛成者十六番 高坂忠君

(十六番 高坂忠君 登壇)

。十六番 (高坂忠君) 私は本案認定について賛成するものであります。

本決算は歳入決算額一三九・二二％、歳出決算額八五・一八％の執
行率となつておりますが、これは決算時における保留処分金があつ
たためで六千七百十六万余円の残額を生じ金額翌年度に繰り越さ
れている。 本事業は権利者の協力が大きく工事の進捗に影響する
ものであり、また審議会委員のご努力にまつところもまた大であり
ます。 福生市がこのような大きな発展をえたのも区画整理事業に
まつところ大であることばなにも認めるところであります。 区画整理事
業は性格上いへん困難な事業であります。 土地の効率的利用また
環境、交通等の見地からせむとも必要であり、粘り強く話し合

いであらゆる困難を乗り越えてこの事業を推進すべきものと思ひます。
松山君の発言にある加美平事業にあきましても一部を残し完成しま
した。が、数年前の面影がなくあつたように発展してゐるのも区画整理
事業の成果であらうと思ふ次第であります。したがひまして本案認
定につきましては全面的に賛成いたします。何とぞ本案を認
定いたしますようお願ひいたしまして賛成討論といたします。(拍手)
議長 (末次性男君) 以上で討論を終わります。
議長 (末次性男君) これより議案第八十六号について起立により採決いたし
ます。

おはかりいたします。 本案については委員会報告どおり認定する
ことに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (末次性男君) 起立三十二名多数であります。 よつて議案第八十六
号は委員会報告どおり認定することに決定いたしました。

議長 (末次性男君) 午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十七分 休憩

午後一時開議

議長 (末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九議案第八十七号昭和四十六年度福生市と高場会
計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、
委員長から報告を願ひます。

(建設委員長 高波忠君 登壇)

建設委員長(高波忠君) ご指名がありましたので、 審査報告いたしま
す。

(議案審査報告書 朗読) 別添参照

続いて本決算認定について審議の内容を報告いたします。

本決算の歳入及び歳出等について担当課長より詳細な説明が
なされました。 続いて質疑に入り委員中より、 跡地の利用計
画はできたか、 現在利用状況はどうか、 などの質問がありまし

た。これに對しまして跡地の将来計画はまだ結論に達してない。
い。又現在は、土木関係の自動車及び機材、又七夕祭等の諸物品の格納している等の答弁があり、歳入歳出ゼロという決算内容をもって歴史ある本事業はすべて完うしたことになる、当委員会としても原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上ご可決下されますようお願いいたしましたし報告いたします。

議長

(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

十七番

(関米吉君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十七号については討論を省略し委員会審査の報告どおり認定されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) おほかりいたします。ただいま関米吉君から所

定の賛成を得て本案は討論を省略し委員会審査報告どおり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第八十

七号、昭和四十六年度福生市と高場会計決算認定については、委員会審査報告のとおり認定されました。

議長

(末次性男君) 日程第十議案第八十八号、昭和四十六年度福生市公共用地会計決算認定についても議題いたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 田村匡雄君 登壇)

総務委員長(田村匡雄君) ご指名をいただきましたので審査報告いたします。

(議案審査報告書 朗読) 別添参照

引続きまして、委員会における審査内容を申し上げます。
本案は、土地開発基金に關係する予算で、歳入は、前年度から繰越金及び基金の預金利子で、合計四百余万円であります。

歳出では、土地開発基金に三百九十万円を積立し、その他需用費等を含めての歳入歳出差引き残金十二万五千五百十七円を四十七年度に繰越しようという内容の決算でござります。

当委員会としては特に発言もなく全員異議なく原案どおり認定することに決定した次第でござります。

よろしく慎重に審議の上委員会の決定どおり認定下さるようお願いいたします。

議長 (末次性男君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) 以上で質疑は終わります。

○十七番 (関米吉君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十八号については、討論を省略し委員会審査の報告どおり認定されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) おはかりいたします。ただいま関米吉君から所

定の賛成者を得て本案は討論を省略し委員会審査報告のとおり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第八十八号

昭和四十六年度福生市公共用地会計決算認定については委員会審査報告のとおり認定されました。

議長 (末次性男君) 日程第十一議案第八十九号市道路線の廃止につ

いてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委

員長から報告を願います。

(建設委員長 高波忠君 登壇)

建設委員長(高波忠君) 二指名がありましたので審査報告いたします。

(議案審査報告書 朗読) 別添参照

本案審議に先立って現地を二つに視察し、続いて建設課長より廃止をしようとする五三八号及び六五八号について説明がありました。この二路線の四五三八号について、角の商店の建造物もあり、柳通りの整備時点における市側と関係地主とのいささつもあるものと思料され、又市側の不備ということも考えられるので、その当時の関係書類の提出を承の、当日は結論を出すに至りませんでしたので継続審査と決定し、さうに二十一日午前九時より本案に対する関係書類の提出を願ひ審議いたしましたか、いずれにいたしましても今日まで放置してまた市側の不備も指摘され、当委員会としてこの点を強く要望いたしました上、本案の二路線は全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ慎重に審議の上可決下さいますようお願いいたします。報告いたします。

議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

二十二番(塩野鉄之助君) たいまの委員長報告に対しては、全面的に賛成するものでございます。ただしこれに関連いたしました、

この廃道がたとえば駅前や田村さんの方から出されております。廃道のことににつきまして、あれこのいままでのバス停が柳通りの反対側に二んど移転して現在使っております。こういう面におきまして理事者の方は安全対策とか、あれだけ広い道路を横切る問題について今後どのような対策があるかということについてご回答をお願いいたします。

議長(末次性男君) 二十二番塩野議員に申し上げますけれども、委員長報告に対する質疑でございますので、委員長に対する質疑以外は受けません。

二十二番(塩野鉄之助君) 確かにそうとありてございます。しかし意見を要す